

内視鏡検査における鎮静を目的としたミダゾラム注の使用

- ・使用する医薬品

商品名：ミダゾラム注 10mg 一般名：ミダゾラム

- ・承認日

2026年4月14日

- ・対象期間

承認日から見直しの必要性が生じるまで

- ・診療科

全診療科

- ・対象患者

内視鏡検査において鎮静が必要とされる患者

- ・目的・概要

ミダゾラム注の添付文書には、以下の適応が承認されています。

- ①麻酔前投薬
- ②全身麻酔の導入及び維持
- ③集中治療における人工呼吸中の鎮静
- ④歯科・口腔外科領域における手術及び処置時の鎮静

内視鏡検査においてミダゾラム注射液の鎮静目的の使用は適応外ですが、日本消化器内視鏡学会「内視鏡診療における鎮静に関するガイドライン」では推奨薬剤とされており、検査時の苦痛軽減のために使用します。

- ・予想される不利益と対策

ミダゾラム注の投与により、想定以上の呼吸抑制（呼吸数の低下）がみられることがあります。そのため検査時には定期的に血圧を測定し、SpO₂ モニターを用いて、酸素飽和度が異常に低下していないか観察を行います。また過剰投与が疑われた場合は、必要に応じてフルマゼニル（ミダゾラムの拮抗薬）の投与を行います。

- ・問い合わせ先

東埼玉総合病院 医療安全推進室 0480-40-1311（代表）